

鹿児島工業高等専門学校国際交流センター規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、国際交流センターを置く。

(目的)

第2条 国際交流センターは、本校における国際教育研究交流及び留学生交流の推進を図るとともに、外国の大学等との交流協定等に基づき、海外に派遣する学生及び外国人留学生の教育と生活の支援や交流先での学生、教職員等の危機管理対応等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 国際交流センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国の大学等との学術交流の協定に関すること。
- (2) 外国の大学等からの教職員及び学生の受入れ等に関すること。
- (3) 外国の大学等への教職員及び学生の派遣に関すること。
- (4) 学術の情報及び研究資料の交換に関すること。
- (5) 留学生に関すること。
- (6) その他国際交流に関すること。

(組織)

第4条 国際交流センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他校長が必要と認める職員

2 前項の職員に関し必要な事項は、鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程に定めるところによる。

(事務)

第5条 国際交流センターの事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、国際交流センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。